

赤磐市建設コンサルタント業務等、物品購入及び役務提供業務に係る
一般競争入札（条件付）試行実施要綱

令和2年3月13日

告示第20号

（趣旨）

第1条 この告示は、赤磐市が発注する測量業務及び建設コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）、物品購入並びに役務提供業務において、一般競争入札（条件付）（以下「入札」という。）の実施に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）及び赤磐市財務規則（平成17年赤磐市規則第55号。以下「財務規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 赤磐市建設工事等電子入札実施要綱（平成23年赤磐市告示第84号）に規定する電子入札システムをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムを使用して行う入札をいう。
- (3) 紙入札 電子入札によらない紙媒体により執行する入札手続をいう。
- (4) くじ番号 電子入札の場合にあっては、入札者が入札金額を登録する際に入力する3桁の数字のことをいい、紙入札の場合にあっては、くじにより決定した数字をいう。
- (5) 到着ミリ秒 電子入札システムに入札金額が登録された時刻のミリ秒をいう。
- (6) 決定くじ番号 電子入札の場合にあっては、くじ番号と到着ミリ秒との和をいい、紙入札の場合にあっては、くじ番号を決定くじ番号とする。ただし、和の値が4桁となった場合は、下3桁の値を採用する。

（対象業務）

第3条 入札の対象となる建設コンサルタント業務等、物品購入及び役務提供業務（以下「対象業務」という。）は、設計金額（消費税額及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）が、1,000万円以上の業務のうちから条件等を勘案して市長が選定する業務とする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

（入札の方法）

第4条 入札の方法は、公告で指定する方法によるものとする。

（入札参加資格）

第5条 入札参加資格は、赤磐市建設工事等指名競争入札参加資格審査要綱（平成17年赤磐市告示第92号）に定めるもののほか、対象業務ごとに次に掲げる事項について定める。

- (1) 契約の相手方となる事業所の所在地
 - (2) 対象業務と同種業務の受注実績等
 - (3) その他必要と認める事項
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。
- (1) 市長から建設工事等入札参加資格者に係る指名停止措置を受けている者
 - (2) 赤磐市建設工事等暴力団排除対策措置要綱（平成18年赤磐市告示第114号）に基づく指名停止措置を受けている者
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。
 - (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者（公告内容等の決定）

第6条 対象業務ごとに赤磐市入札調査委員会に諮り、前条に定める入札参加資格のほか公告内容等を決定する。

（入札の公告）

第7条 入札の公告（以下「公告」という。）は、入札期日の前日から起算して10日前までに政令第167条の6及び財務規則の規定により、本庁及び各支所の掲示場への掲示及び赤磐市ホームページへの掲載により行うものとする。ただし、急を要する場合にあっては5日以内に限り短縮することができる。

（入札参加表明）

第8条 電子入札に参加しようとする者は、対象業務に係る入札参加資格要件を満たすことを確認し、公告で指定する方法により入札参加表明を行わなければならない。この場合において、入札参加表明を行っていない者は入札に参加できないものとする。

（入札参加の申出手続）

第9条 紙入札に参加しようとする者は、一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書（様式第1号）及び関係書類（以下「申請書等」という。）を公告で指定する方法により、指定する期限までに、提出しなければならない。

（基本的な入札参加資格の事前確認）

第10条 紙入札に参加しようとする者について、申請書等により入札参加資格のうち基本的事項について要件を満たしていることの確認を入札執行前に行うものとする。

- 2 前項の確認を受けた者でなければ入札に参加することができない。
- 3 前2項に規定する事項については、公告において指定するものとする。

（仕様書等の閲覧）

第11条 公告に定める期間中、仕様書等を閲覧に供するものとし、閲覧の方法、期間及び場所は、公告において明らかにするものとする。

2 仕様書等に関する質問は、仕様書等に対する質問・回答書（様式第2号）により書面によつてのみ受け付けるものとし、質問書の提出期限、提出方法及び提出先は、公告において明らかにするものとする。

3 前項の質問に対する回答は、質問を受け付けた日の翌日から起算して5日（市の休日を除く。）以内に作成し、入札の前日まで赤磐市ホームページにおいて閲覧に供するものとする。

（入札の執行）

第12条 入札は、公告で指定する方法により行うものとする。

（落札決定の保留）

第13条 開札の結果、予定価格以下の金額での応札があった場合、入札参加資格を審査するため、落札決定を保留し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者（最低制限価格を設けた場合には、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の金額で入札した者のうち、最低の価格で入札した者）を落札候補者とする。

2 電子入札の場合、前項に定める落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、決定くじ番号により落札候補者及び次順位者を決定するものとする。

（入札参加資格の審査）

第14条 落札候補者は、指定する日時までに申請書等及び公告で指定する審査書類を提出しなければならない。

2 第8条、第9条及び前項の規定により提出期限までに提出のあった申請書等は、入札後速やかに、入札調査委員会に提出し、その議に付さなければならぬ。

3 入札調査委員会は、予定価格以下の金額で応札した者を対象として、提出された申請書等に基づいて入札参加資格の有無を審査するものとする。

4 前項の審査は、最低価格入札者から入札価格の低い順に実施し、入札参加資格を満たしている者1名が確認することができるまで行うものとする。

5 審査の結果、不適合と認められた場合には、入札参加資格不適合通知書（様式第3号）により当該入札参加者に通知するものとする。

6 審査の内容及び結果を入札参加資格審査結果調書（様式第4号）により記録し、申請書等とともに保存するものとする。

（落札者の決定方法）

第15条 前条の審査の結果、入札の参加資格を満たすことが確認された者を落札者として決定する。

2 入札で落札者がいない場合は、入札不調とする。

(応札の無効)

第16条 次に掲げる応札は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札参加資格のない者の行った応札
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした者の行った応札
- (3) 公告に示した条件に違反した応札

(入札結果の公表)

第17条 落札者を決定したときは、遅滞なく赤磐市のホームページに掲載するとともに、本庁及び各支所で閲覧に供するものとする。

(無資格者への理由説明)

第18条 入札参加資格不適合通知書を受け取った者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して3日（市の休日を除く。）以内に、入札参加資格不適合理由の説明要求書（様式第5号）により、不適合となった理由について説明を求めることができる。

2 前項の規定により説明を求められたときは、回答書（様式第6号）により回答するものとする。この場合において、回答は、原則として説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して5日（市の休日を除く。）以内に行わなければならない。

(契約の時期)

第19条 赤磐市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年赤磐市条例第52号）第2条及び同条例第3条の規定により、議会の議決が必要となる契約については、仮契約を締結した後、議決により本契約となる旨を公告において明らかにするものとする。

(虚偽記載)

第20条 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、赤磐市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要綱（平成19年赤磐市訓令第40号）に基づく指名停止を行うことがある旨を公告において明らかにするものとする。

(その他)

第21条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行し、同日以降に公告する対象業務について適用する。